

				内閣總理大臣	
				法制局長官	
外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	遞信大臣		
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣		
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣		
別紙 大藏大臣 請議 稅關官制中 改正勅令案	大藏大臣 請議 稅關官制中 改正勅令案				

昭和十二年九月七日

内閣書記官長

内閣書記官

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕 稅關官制中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年九月十日

内閣總理大臣
大藏大臣

呈案附文ノ通

主任

主稿官 岩原經理課長

大藏大臣 賀屋興宣

、税關官制中改正勅令案
右閣議ヲ請フ

昭和十二年九月六日

内閣總理大臣公爵

近衛文麿

付筆

本
公

内閣

閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

朕稅關官制中改正ノ件ヲ裁可シ
茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十二年九月九日

内閣總理大臣
大藏大臣

呈案附英文通

本件ハ九月十日
公布相成度

法制局

付筆

内閣官房總務課御印

勅令第四〇十三號

稅關官制中左ノ通改正ス

第一條第一項第七號中「骨牌、、、、」ヲ「揮發油及骨牌、、、、」

二、、、、同項第八號中「輸出組合法」ヲ「貿易組合法」ニ、「輸出貨物」ヲ「輸出入貨物」ニ改メ同、號以下ヲ順次一號ヅツ繰下ケ第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八 外國爲督管理法ニ依ル輸出入貨ル事項

同條第三項中「第九號乃至第十三號」ヲ「第十號乃至第十四號」ニ改

ム

第二條中「事務官 專任九人」ヲ「事務官 專任十二人」ニ、「關稅官 專任七人」ヲ「關稅官 專任十一人」ニ、「鑑查官 專任二十三

勅令第四百三十三號

稅關官制中左ノ通改正ス

第一條第一項第七號中「骨牌、・、・」ヲ「揮發油又ハ骨牌、・、・」

ニ、・、・、同項第八號中「輸出組合法」ヲ「貿易組合法」ニ、「輸出貨物」ヲ「輸出入貨物」ニ改メ同、號以下ヲ順次一號ヅツ繰下ゲ第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

八 外國爲替管入貨物ノ取締ニ關スル事項

同條第三項中「第九號乃至第十三號」ヲ「第十號乃至第十四號」ニ改ム

第三條中「事務官 專任九人」ヲ「事務官 專任十二人」ニ、「關稅官 專任七人」ヲ「關稅官 專任十一人」ニ、「鑑查官 專任二十三

人」ヲ「鑑査官 専任二十五人」ニ、「事務官補 専任三百八十七人」
「ヲ「事務官補 專任四百六十一人」ニ、「監視 專任百五十四人」
ヲ「監視 專任百七十三人」ニ、「鑑査官補 專任二百五十二人」ヲ
「鑑査官補 專任二百九十五人」ニ、「監吏 專任六百九十六人」ヲ
「監吏 專任七百三十三人」ニ改ム
第四條中「第八號乃至第十三號」ヲ「第九號乃至第十四號」ニ改ム
第二十二條第十項中「第十一號」ヲ「第十二號」ニ改ム
第二十三條第二項中「第九號乃至第十三號」ヲ「第十號乃至第十四號」
ニ改ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年勅令第百七十一號附則第三項中「事務官ハ專任七人」ヲ
事務官ハ專任十人」ニ、「鑑查官ハ專任二十一人」ヲ「鑑查官ハ專任
二十三人」ニ、同第四項中「事務官補専任三百七十人」ヲ「事務官補
専任四百四十四人」ニ、「監視ハ專任百四十七人」ヲ「監視ハ專任百
六十六人」ニ、「鑑查官補ハ專任二百四十四人」ヲ「鑑查官補ハ專任
二百八十七人」ニ、同第五項中「監吏ハ專任六百八十六人」ヲ「監吏
ハ專任七百二十三人」ニ、同第六項中「事務官補ハ專任三百八十四人」
ヲ「事務官補ハ專任四百五十八人」ニ、「監視ハ專任百四十九人」ヲ
「監視ハ專任百六十八人」ニ、「鑑查官補ハ專任二百四十九人」ヲ
「鑑查官補ハ專任二百九十二人」ニ、同第七項中「事務官補ハ專任三百
八十五人」ヲ「事務官補ハ專任四百五十九人」ニ、「監視ハ專任百五

十一人」ヲ「監視ハ専任百七十人」ニ、「鑑査官補ハ専任二百五十人」ヲ
「鑑査官補ハ専任二百九十三人」ニ、「監吏ハ専任六百九十人」ヲ
「監吏ハ専任七百二十七人」ニ改ム

理由

外國爲替會理法ニ依ル輸出入貿易組合法ニ依
ル輸入貨物ノ検査及取締ニ關スル事務ヲ勵行スル、爲稅關官吏定員
増加ノ要アル等ニ依ル

理由

外國爲替營入貨物ノ取締並ニ貿易組合法ニ依
ル輸入貨物ノ檢査及取締ニ關スル事務ヲ勵行スル、爲稅關官吏定員
増加ノ要アル等ニ依ル

參照

● 稅關官制

大正十三年十二月二十日

勅令第三百三十三號

第三條 我關ヲ通シテ左ノ職員ヲ置ク

勅任

稅關長

七人内五人

二入

事務官

專任九人

奏任

奏任

稅關官

專任七人

奏任

奏任

稅關官

專任二十三人

奏任

稅關官

專任三人

奏任

稅關官

專任六人

奏任

稅關官

專任五人

奏任

稅關官

專任七人

奏任

稅關官

專任八人

奏任

稅關官

專任五人

奏任

稅關官

專任六人

奏任

稅關官</

第二十二條 稅關ニ總務部、監視部、鑑查部及港務部ヲ置ク

總務部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ事務官補ヲ以テ之ニ充ツ

總務部長ハ稅關長ノ命ヲ承ケ諸稅及諸收入ノ賦課徵收、船舶、貨物及船用品ニ關スル免許、特許、認許其ノ他ノ處分並輸出貨物ノ檢閱及取締ニ關スル事務ヲ掌ル

監視部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ監視ヲ以テ之ニ充ツ

監視部長ハ稅關長ノ命ヲ承ケ稅警察及犯則處分ニ關スル事務ヲ掌ル

鑑查部ニ部長ヲ置キ鑑查官ヲ以テ之ニ充ツ

鑑查部長ハ稅關長ノ命ヲ水ヶ貨物ノ檢査鑑定ニ關スル事務ヲ掌ル

港務部ニ部長ヲ置キ事務官又ハ港務官ヲ以テ之ニ充ツ

港務部長ハ稅關長ノ命ヲ承ケ開港港則及檢疫ニ關スル事務ヲ掌ル

港務部長ハ港長ノ事務ヲ行ヒ第一條第一項第十一號ノ事務ニ關シテハ水支署出張所及稅關監視署ハ大藏大臣之ヲ告示ス

上管察署長ヲ指揮監督ス

港務部長事務アルトキハ稅關長ハ稅關官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第二十三條 稅關管轄區域内必要ナル場所ニ稅關支署、稅關出張所、稅關支署出張所及稅關監視署ヲ置クコトヲ得

稅關出張所、稅關支署出張所及稅關監視署ノ位置並第一條第一項第九號乃至第十三號及同條第二項ノ事務ヲ取扱フ稅關支署、稅關出張所、稅關

支署出張所及稅關監視署ハ大藏大臣之ヲ告示ス

日本標準規格B4判(十一行全)(木村納)

朕稅關官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十二年五月三日

内閣總理大臣 林 鉄十郎

大藏大臣 結城豊太郎

勅令第百七十一號(官報 五月四日)

稅關官制中左ノ通改正ス

第一條中「六港」ヲ「七港」ニ改メ「大阪」ノ

下ニ「名古屋」ヲ加フ

第三條中「稅關長 六人内四人 勅任」ヲ「稅

關長 七人内五人 勅任」ニ、「事務官 專任

七人」ヲ「事務官 專任九人」ニ、「鑑查官

專任二十一人」ヲ「鑑查官 專任二十三人」

ニ、「植物検査官 專任四人」ヲ「植物検査官

五十四人」ニ、「鑑查官 專任三百五十五人」ヲ「鑑査官 專任三百五十八人」ヲ「事務官補 專任三百八十七人」ニ、

「監視 專任百四十二人」ヲ「監視 專任一百五十四人」ニ、「鑑査官 專任二百三十六人」ヲ「鑑査官 專任二百五十二人」ニ、

「植物検査官補 專任二十六人」ヲ「植物檢

昭和十二年九月一日以後同年十月三十一日

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條及附則第二項ノ改正規定ハ昭和十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十二年八月三十一日迄ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラズ事務官補ハ専任三百六十九人、監視ハ専任百四十五人、鑑査官補ハ専任二百四十三人、監吏ハ専任六百八十二人ヲ以テ定員トス

昭和十二年九月三十日迄ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラズ稅關長ハ六人(内四人勅任二人

奏任)、事務官ハ専任七人、鑑査官ハ専任二十一人、植物検査官ハ専任五人、技手ハ専任六十八人ヲ以テ定員トス

昭和十二年九月一日以後同年十月三十日迄ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラズ事務官補ハ専任三百七十人、監視ハ専任百四十七人、鑑査官補八専任二百四十四人ヲ以テ定員トス

○税關官制中改正ニ要スル豫算關係

○ 稅關官制中改正ニ要スル豫算關係

參
錄

日本通志

迄ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラズ監吏ハ専任六百八十六人ヲ以テ定員トス
昭和十二年十月一日以後同月三十一日迄ハ
第三條ノ改正規定ニ拘ラズ事務官補ハ専任三百八十四人、監視ハ専任百四十九人、鑑査官補ハ専任二百四十九人ヲ以テ定員トス
昭和十二年十一月一日以後同年十二月三十日迄ハ第三條ノ改正規定ニ拘ラズ事務官補ハ専任三百八十五人、監視ハ専任百五十人、監吏ハ専任一人、鑑査官補ハ専任一百五十人、監吏ハ専任六百九十人ヲ以テ定員トス

監	吏	全年	三	五月
"	"	七月	"	"
三	五 六	四	三	二
"	六	四	二	一
六	四	二四	六九九	一人
"	"	七三三人	"	"

日本標準規格B4判(十一行全)(木村納)

(昭和一二・八一〇)

昭和十二年度

税關官制中改正勅令案說明書

目 次

一、昭和十二年度税關官制改正要綱	一
二、改正見込官制定員表	一
三、增加定員一覽表	一
四、稅關官更定員及現員比較調	一
五、昭和十二年度稅關俸給核算明細	一

一、昭和十二年度税關官制要綱

(一) 外國爲替管理法ノ施行ニ伴フ定員ノ增加

最近ニ於ケル本邦爲替情勢ノ推移ニ顧ミ昭和八年大藏省令第七號ヲ改正シ物ノ形ニ依ル資本ノ逃避ヲ更ニ嚴重ニ防遏スル等ノ要アリ仍テ之力實施ニ伴フ定員ノ增加ヲ要ス

其ノ内詳左ノ如シ

備 考

(一) 右ニ要スル經費ハ昭和十二年度追加豫算ニ於テ昭和十二年九月
七箇月分ヲ計上セリ
(二) 右所要人員配置内譯別紙ノ通

	官名別	人員
監査官補	鑑査官	
監査官補	事務官補	
計		
吏		
九二	一一	二
	二三	三六
	二〇	

稅關別	昭和十一年	輸出申告件數	鑑查官	所				
人員計	監吏	官鑑臺補	事務補	要				
計	橫濱	神戶	大阪	長崎	函館	門司	大門	計
三、四二、三、七、三、三	三五八、八一	九〇三、三七四	一〇一、六二六五	九二、一一六	一二、八七七	四五二、九〇	二、四二、三、七、三	一
二	一	一	一	一	一			
三六二一	二	三	二	一	二	一	三六二一	六
一一一	一	三	三	一	一	一	一一一	二
二三一	一	八	八	二	一	一	二三一	三
二〇一	六	七	二	一	一	一	二〇一	三
九二五	一五	三〇	三一	七	四	五	九二五	一五

外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件（抄）

（昭和八、大藏省令第七號）

（昭和一二、七七
大藏省令第二二）
號ニ依ル改正

第十三條ノ三 價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力フ
有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ヲ取組ミ貨物ヲ輸出スル者ハ其ノ爲替取
組ニ爾シ別ニ定ムル所ニ依リ其ノ輸出申告又ハ郵便差出ニ際シ税關又ハ
差出郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ報告スベシ但シ前條各號ニ掲タル物ヲ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ（「前條各號ニ掲タル物」トハ、慈善又ハ救恤ノ爲ノ
寄贈品、二、官廳ノ輸出スル物、三、價額百圓以下ノ物、四、手荷物、引越
荷物又ハ船用品）

前項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替取組金額ヲ變更セザリシトキハ別ニ

定ムル所ニ依リ輸出申告又ハ郵便差出後二週間内ニ爲替取組先銀行ノ證明ヲ附シ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ報告スベシ

第十三條ノ四 前條第一項ノ報告ヲ爲シタル者其ノ後爲替ヲ取組マズ又ハ爲替取組金額ヲ變更シタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ輸出申告又ハ郵便差出後二週間内ニ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ大藏大臣ニ報告スベシ但シ爲替取組金額ヲ變更シタル場合ニ在リテハ爲替取組先銀行ノ證明ヲ附スルコトヲ要ス

價額ノ全部又ハ一部ニ付外國爲替又ハ邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ヲ取組ミ貨物ヲ輸出シタル者其ノ取組ミタル爲替ノ償還又ハ買戻ヲ爲シタルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ税關又ハ差出郵便局ヲ經テ遲滯ナク大藏大臣ニ報告スベシ

備考

右各條ハ昭和一二七二五ヨリ施行セラル

昭和十二年度税關関係歳出経常部追加豫算

(昭和一二・七・二六)

本能年表ハ豫算查定、
ヨリ勝算分を各ノニテ機
器、キヤウト等の用ひタ
ルモノハ附せサセ

上 處 理 事 務

件 數

日 勤 教

鑑查官

官 評 檢

監 檢

官 補

監 吏

雇

次葉
キタリ

附記
署

一 無爲替輸出取締ニ要スル経費所要人員調

所

要

人

員

次葉
キタリ

附記
署

輸出申告ノ際提出スル一部及全部
一 有爲替報告書ヲ受理シ之ト輸出申
告書トヲ対照審査スル事務

當該貨物輸出後二週間内ニ提出
スル爲替取組先銀行、証明印押
捺一部及全部有爲替報告書ト輸出
申告ノ際提出アリタル右ニ該當スル
報告書トヲ対照審査スル事務

爲替取組先銀行、証明印押捺一
部及全部有爲替報告書中疑ハシ
キモノノ調査事務

證明印押捺一部有爲替輸出報
告書ヲ本省ニ送付スル事務

五 有爲替貨物輸出後二週間内ニ
輸出郵便物ニ付キテモ其ノ輸出後
大税關ニ於テ爲替、取組有無等ヲ
調査スル事務

七 一部及全部有爲替輸出貨物、
検査事務

(昭和一二・七・二五)

三一〇 三九五 三九五

三一〇 三九五 三九五

一一 一一 一一

一一 一一 一一

八 八 八

大輔生後 伊勢二ノヨリテナカニ朝生後
税關ニ於テ爲替ノ取組有無等
ヲ調査スル事務

昭和十二年度税關關保歲出經常部追加豫算

昭和一三、七八

七、一部及全部有爲替輸出貨物 一、檢查單一份		
八、輸出品市場價格調查至事務 九、輸出貨物減價申告二付十 審查平移		
十、輸出貨物ラ保稅地或等二標入 後標查ニ至ル迄取締平移		
二、輸出貨物ノ檢查ニ際スル取締 事務		
三、輸出貨物檢查後本取積迄 取締事務		
四、統計事務		
(一) 有爲替輸出件數替價及代金額及 爲替取組金額調(月報)		
(二) 有爲替輸出、爲取組先銀行別 件數久取組金額調(月報)		
(三) 有爲替輸出(通貨別)、爲替應收 別烏替取組金額調(月報)		
(四) 有爲替輸出、商品別價額及代金 額調		
(五) 有爲替輸出國別價額及代金額 調		
(六) 有爲替輸出件數、價額及代金額 調		
(七) 有爲替輸出商品別價額及代金額 調		
(八) 有爲替輸出國別價額及代金額調(月報) 九、由別子爲替輸出件數、價額及代金額 調		
(十) 輸出卸便物二付十ノ統計 (昭和二年十一・六・三二一件)		

「無爲替輸出取締事務新舊對照表」

從來施行ノ分	今圓改正ニ依ル分
(一) 無爲替輸出許可ヲ受ケタル貨物付テハ輸出申告ニ際シ提出スル同許可書ト豫て本省ヨリ送付シアル同許可書トノ寫トヲ対照シ其ノ間違ナキトキハ輸出免許ヲ爲スコト(書面審査)	(一) 書面審査ノミニ依ルコトナク輸出申告書記載貨物ノ品種、数量及價格等を正當ナリヤ否ニ付可及的ニ當該貨物(有爲替ナルト無爲替アルトニ拘ラス)ヲ検査シテ確認スルヲ要ス殊ニ價格ニ付キテハ其ノ減價申告セルモノニ非サルヤラ調査スルコト(貨物検査)
(二) 前項ニ依リ許可ヲ受ケ無爲替輸出ヲ爲入場合又ハ許可ヲ要セスシテ貨物無爲替輸出ヲ爲シ得ル場合(昭和八年大藏省令第七號第十三條第一項但書該當	(二) 全部無爲替ニテ貨物ノ輸出ヲ爲スモノニ付テハ從前ノ通トシ有爲替ニテ輸出スルモノニ付テハ左ノ通トスルコト
(三) 一部有爲替ニテ貨物ノ輸出ヲ爲スモノ	(三) 一部有爲替ニテ貨物ノ輸出ヲ爲スモノ

ノ場合) = 於テ其ノ輸出申告、際所
定ノ無爲替輸出報告書ニ通) ヲ當該
税關ニ提出スヘキモノナルカ右、場合ニ
於テ税關ハ之ヲ書面審査ヲ爲シ其ノ一
通ハ本省ニ送付シ他、一通ハ之ヲ税關

卷之二

ニ付 テハ 其ノ輸出申告ニ際シ 所走ノ一部
有鳥替輸出報告書一通ヲ提出スヘキヲ以
テ 之ノ書面審査ヲ爲シ 整理保序ラ爲シ
置キ 更ニ當該貨物輸出申告後ニ廻簡成
ニ右ト同一様式ノ報告書ニ爲替取組先
銀行ノ爲替取組証明印ヲ押捺シタル
モノヲ 提出スヘキニ付 量表ニ提出アリメ
ルモノト 対照審査ノ上 正當ナリト認メ
タルトキハ之ヲ 本者ニ送付スルヨト

(2) 今後本局管轄元貨物輸出申告ノ
ニ付キテハ其ノ輸出申告ニ際シ所定ノ
全部有爲替輸出報告書一通ヲ提出ス
ヘキヲ以テ之カ書面審査ヲ爲シ整理保
存ヲ爲シ置キ更ニ當該貨物輸出申告
後ニ過間内ニ右ト同一様式ノ報告書ニ
爲替取組先銀行ノ爲替取組証明印
ヲ押捺シタルモノヲ提出スヘキニ付裏ニ
提出アリタルモノト対照審査ノ上正當ナ
リト認メタルトキハ之ヲモ税關ニ整理保
存スルコト

(3) 前ニ拂ニ依リ爲替取組先銀行ノ爲
替取組先証明印ヲ押捺セル一部又ハ
全部有爲替報告書ニ付キテハ爲替取
組ノ正否等ニ付調査スルト共ニ全部有
爲替報告書ノ前頭証明印押捺
ノモノニ付疑ハシキモノハ之ヲ本旨ニ送
付スルコト

(三) 貨物、輸出申告、際無_ハ為替輸出許

可書ヲ提出セス又ハ無烏替輸出報
告書ヲモ 提出セサルトキハ税関ハ
右ノ貨物ニ付有烏替ニテ 輸出スルモ
ナリトシテ 何等ノ調査ヲモ烏スコト
ナノ其ノ輸出免許ヲ烏スコト

スルモノトヨトヨ

- 有烏替輸出報告書ノ提出アリタル
モノニ付キテハ當該空物ノ輸出申告
後ニ週間内外ニ烏替取組先銀行ノ烏
替取組証明片ノ印捺ヲ及ケタルモノ
ヲ提出セサル者ナキヤ否ニ付常ニ調査
スルモノトヨトヨ
- (四) 輸出品市場價格ヲ調査スルコト
(五) 新三統計表ノ作成ヲ烏スコト之ノ
内容左ノ如シ
- (六) 有烏替輸出件数、價格、代金額及
烏替取組金額別(旬報)
- (七) 有烏替輸出ノ烏替取組先銀行別件
数及取組金額調(月報)
- (八) 有烏替輸出ノ通貨別、烏替種類
別、烏替取組金額調(月報)
- (九) 有烏替輸出、國別價格及代金額調(月報)
- (十) 有烏替輸出、商品別、價格及代金額調(月報)
- (十一) 無烏替輸出商品別、價格及代金額調(月報)
- (十二) 理由別無烏替輸出價格及代金額調(月報)
- (十三) 輸出貨物ノ保税地或搬入後其ノ取
締生、間之ノ取締ヲ一層勵行スル

第七號ノ一

全部無爲替輸出報告書

月場年ル年
輸出申告依出
輸出申告依出
輸出申告依出

報告者住所氏名又ハ商號印

(三)

昭和 年 月 日

貨物ノ記号、番號	品 名	箇	數 (郵便)
貨物ノ價額	貨物ノ價額		
1 貨物ノ價額ノ欄ニハ輸出申告價格又ハ税關告知書記載價額ヲ記載シ鉛り紙金額ノ欄ニ ハ記載スベシ			
2 貨物ノ種類ヲ附記スベシ			
3 依頼者ノ姓名(郵便ニ依頼の場合ニハ差出郵便局名)			
4 住所地(郵便ニ依頼の場合ニハ名宛地)			
5 到着豫定期			
6 荷受人(郵便ニ依頼の場合ニハ名宛人)ノ 住所、氏名又ハ商 號			
7 送り狀金額(表示通貨ニ依ル)			
8 理由 爲替ヲ取組マザル理由			
9 代金ノ受領方法及豫定期			
10 其ノ他参考トナルベキ事項			

二(又ハ第十三條ノ四)ノ規定ニ依ル
爲替輸出報告書

營住所氏名又ハ商號印

輸出申告番號

輸出申告年月日
(郵便ニ依ル場合合)
(又ハ差出年月日)

名	箇	數	量
			(郵便ニ依ル場合ニハ重量)

額
名
及
期
ノ號
)

由

期

項

(財團法人大藏財務協会印刷)

命令第十三條ノ三(又ハ第十三條ノ四)ノ規定ニ依ル
一部有爲替輸出報告書

報告者住所氏名又ハ商號印

昭和 年 月 日

貨物ノ記號、番號		品 名	簡
1			
2	貨 物 ノ 價 額		
3	積 艉 船 名 (郵便ニ依ル場合ニハ差出郵便局名)		
4	仕向地(郵便ニ依ル場合ニハ名宛地)及 到 著豫定時		
5	荷受人(郵便ニ依ル場合ニハ名宛人)ノ 住 所、氏 名 又 ハ 商 號		
6	送り狀金額(表示通貨ニ依ル)		
7	外 貨 爲替取組金額 邦 貨		
8	爲替取組年月日 爲替ノ種類及期限 價額ノ一部ニ付爲替取組マザル 由		
9	爲替取組マザル部分ノ期 額(契約通貨ニ依ル)並其 方法及豫定時 爲代受 金額		
10	其ノ他参考トナルベキ事項		

注意
 1. 外貨表示ノ爲替取組ムトキハ對價タヨ邦價額ヲ邦價額ノ貨所ニ記載スベシ
 2. 輸出申告又ハ郵便差出ノ際提出スル本報告書ニ付テハ爲替取組未済ノ場合ハ7ノ欄
 依リ記載スベシ
 3. 種類ハ荷付P、荷付A
 4. 種類ハ荷付D、荷付A又ハクリーンノ別ナ記載スベシ
 5. 貨物ノ價額ノ欄ニハ輸出申告價格又ハ税關告知書記載價格ヲ記載シ送り狀金額ノ欄ニハ
 C. I. F. 等ノ種類ヲ附記スベシ
 6. 理由ノ欄ニハ本邦内ニ在ル者ヨリ代金ノ全部又ハ一部ノ支拂ヲ受クヌ場合ハ其ノ
 支拂人ノ住所、氏名又ハ商號、尙其ノ支拂人以外ノ者ガ外國ヨリ代金ノ全部又ハ一部ヲ受領スル場
 合ハ其ノ者ノ住所、氏名又ハ商號ヲ附記スベシ
 郵便ニ依ル場合ニハ輸出申告番號、鐵道便ニ依ル場合ニハ積載船名ヲ記載スルニ及バズ
 本報告書ノ名稱ニ記載スベシ法規ハ關係法條ノミヲ記載スベシ
 為替取組金額ノ一部ニ付償還又ハ賃戻ヲ爲シタル場合ハ本報告書書式ニ依リ報告シ其ノ旨欄外ノ
 適宜ノ箇所ニ赤書スベシ



第十三條ノ三(又ハ第十三條ノ四)ノ規定ニ依ル
部 有 爲替輸出報告書

報告者住所氏名又ハ商號印

輸出申告番號

輸出申告年月日
(郵便ニ依ル場合)
(二八差出年月日)

月 日

品 名	簡 數	數 (郵便ニ依ル場合ニハ重版)
類 名 (名)		
及 期 ノ 號 ())		
貨 物		
貨 物		
日 限		
ル 由		
ノ 期		
項		

為替取組銀行

(財團法人大藏省務協会印刷)

第七號

全部有爲替輸出報告書

輸出事項
輸出車輛等
(一) 輸出

輸出者住所氏名又一面號印

西和一年月日

貨物ノ記號、番號	品 名	情 數	額
1.			
2. 貨 物 の 價 值			
3. 稽 診 請 檢 索 名			
4. 任 便 一 例			
5. リ リ ン ク リ リ ン ク リ リ ン ク			
6. 輸 出 取 納 金 銘 邦 告			
7. 貨 物 政 令 年 月 日			
8. 貨 物 の 種 類 及 制 限			
9. 其 の 他 參 考 ト ナ ル な き 事 項			



三條、（一）、第十一條、（四）、規定、依
有 爲 贅 漢 出 報 告 書

新出中告番記
新出申年月日
（三六）

者并以氏名又一脉也

11

品 名 簡 數 計

額名地貨日限項

(二) 貿易組合法等ノ施行ニ伴フ定員ノ増加

貿易組合法等ノ施行ニ伴ヒ税關ニ於ケル輸入貨物ノ検閲及取締ヲ勵行セントスル等ニ由リ之カ實施ニ伴フ定員ノ増加ヲ要ス

其ノ内譯左ノ如シ

備考

一、右ニ要スル經費ハ昭和十二年度豫算ニ於テ耳ノ全年分ヲ計上セリ
二、右所要人員内譯別紙ノ通

官事務官別人員員	官事務官	監査官	監鑑官	計
四二二	稅務官	補視官	補官吏	八八一
三三	關稅官	支署長充兒爲モナリ。尙付 1. 支署長ヲ本經費ヲ以テ賄フハ聊カ空ヲ失ス。觀 ナキニ非ガム。他ニ豫算ヲ認ム。之に原シトノ原 案者側、事情説明ヲアドミテ認ム 2. 輸出品検査官ニ對應シテ本事務室スル 特別官名ヲ設ケバ官名整理ヲ別途 考慮申たゞ以テ此際官名ヲ無事カラシメサ ル。主趣意	事務官	六一七

右昇格伴ニ從來支署長名ニ事務官補當然
減員ト爲ル。筋合大處大ニ事務増ニ付此際特
減員セバ

西 門 大 門 長 横 神 権			稅 關 別	
計				
演 戶 坊 司 崎 館				
三	一	一	事務官	所
(小樽)	鹿兒島	一人	關稅官	要
四	一	一	事務官補	人
二	二	二	監	所要人員內譯
二	二	三	五人	
八	一	三	二人	
八	一	三	二人	
一	七	二	三人	員
六	二	六	一	吏
五	五	八	一	
六	二	六	一	計
五	八	一	五人	

科		稅 俸	奏 事	判 事	監
人員年		關 稅	任 務	稅 務	官 俸
視補給官官給給		官	官	給	給
八	二	六	七	二人	
五	五				
四	三				
七	一	六	六	八	〇
九	二	〇	七	〇	〇
五	八	〇	〇	〇	〇
一	九	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇
總備					
平均一人俸給					
八	九	〇	〇	〇	〇
九	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇

監 鑑
查 官
吏 補

一 七 八

一〇二〇〇
七一二〇

" 平均一人俸給
八九〇 圓

昭和十二年度貿易組合法等ノ施行ニ伴フ経費中

俸給豫算額調

昭和十二年七月

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律（舊稱貿易調整法）及貿易組合法施行ニ伴フ税關ニ於ケル事務增加ニ關スル説明書

主
稅
局

目次

一、貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律

一、貿易及關係產業ノ調整ニ關スル法律

(一) 法案ノ内容

今次第七十一回帝國議會ニ提出セントスル「貿易及關係產業ノ調整ニ
關スル法律案」ハ義ニ第七十回帝國議會ニ提出アリタル「貿易調整法
案」ノ名稱ヲ變更シタルモノニシテ其ノ骨子ニ於テハ殆ンド同一ナリ
ト得シ得ヘキモノトス唯其ノ異リタルモノトシテハ

「國際收支ノ適合ヲ圖ル爲期間及物品ヲ指定シテ輸出又ハ輸入ノ制限
又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得」ルノ規定ヲ加ヘタルニ過キサルモノトス本
法案ノ目的トル所ハ之ヲ要スルニ現下ノ諸外國ニ於ケル經濟的鎖國
主義ニ基ク通商貿易政策ニ依リ我輸出品ノ進出ハ著シク阻害セラレツ
ツルヲ以テ此際此等諸外國ニ於ケル輸入防遏手段ニ對應シタル適切有

效ナル方策ヲ講シ益々我輸出貿易ノ伸張ヲ圖リ他面國際收支ニ適合セシメントスルニ在ルモノトス

今本法ニ依リ發動シ得ヘキ諸種ノ方策ヲ現ルニ右ハ同法第一條ニ規定スル所ニシテ即チ左ノ如シ

第一條 政府ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ貿易産業審議會ノ議ヲ經テ期間及物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

一 貿易ニ關スル條約若ハ之ニ準ズベキモノニ依リ貿易ヲ調整セントルトキ

二 國際收支ノ適合ヲ圖リ又ハ特定國トノ輸出及輸入ノ均衡ヲ圖ル爲貿易ヲ調節セントスルトキ

三 貿易業者ノ不當ナル競争ニ因リ輸出品又ハ輸入品ノ海外市場ニ
 於ケル價格ノ著シキ低落又ハ騰貴其ノ他貿易上ノ弊害ヲ生ジ又ハ生ズル
 ノ虞アル場合ニ於テ之ヲ矯正シ又ハ豫防セントスルトキ
 四 國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲重要物資ノ供給ヲ適正ナラシ
 メントスルトキ

即チ第一條第一號ノ規定ニ依リテハ

例ヘハ現行日豪通商航海條約又ハ日印通商條約ニ關スル日印間議定
 書ニ於ケルカ如ク貿易ニ關スル條約ニ依リ彼我ノ輸出入品ノ數量又ハ
 我輸出品ノ數量ヲ調節シ又ハ現在對比律賓向輸出綿織物ニ付テノ日米
 兩國政府間ニ於ケル之カ數量制限ニ關スル取極ノ如ク前項貿易ニ關ス
 ル條約ニ準スヘキモノニ依リ彼我輸出入品ノ數量ヲ調節セントスル場

4

合ニ於テ或ル種物品ヲ指定シ一定ノ期間其ノ輸出入ヲ制限シ又ハ禁止シタルモノトス

第一條第二號ノ規定ニ依リテハ

我國國際收支ノ適合ヲ圖ル爲或ル種物品ヲ指定シ一定ノ期間其ノ輸出入ヲ制限若ハ禁止シ又ハ特定國トノ間ニ於ケル輸出入額ノ均衡ヲ圖ル爲或ル種物品ヲ指定シ一定ノ期間其ノ輸出入ヲ制限若ハ禁止シ得ル所ニシテ此ノ場合ニ於テハ彼我兩國間ニ貿易ニ關スル條約又ハ之ニ準スヘキモノノ存セサルトキナリトス

第一條第三號ノ規定ニ依リテハ

例ヘハ同一品種ノ物品ヲ同一ノ海外市場ニ輸出スル場合ニ於テ輸出先ニ於ケル輸入者ニ對シ卓ニ賣崩シノ目的ヲ以テ他ノ輸出者ノ販賣價格

以下ノ不當ナル廉價ヲ以テ販賣シ爲ニ先方ヨシテ本邦品ノ相當價格ノ何邊ニアルヤラ發ハシメ割高ニテ購入シタル者ハ割安ニテ導入シタル者トノ競争上損失ヲ招キ勢ヒ我輸出品ノ買控ヲ爲シ結局本邦輸出ノ進展ハ阻害セラルノ結果トナルヘシ、即チ斯ル輸出貿易上ノ弊害ヲ矯正シ又ハ豫防スル爲當該輸出品ノ販賣價格ヲ制限スルコトヲ得ルモノトス

或ハ又本邦產業上必要ナル原料品例ヘハ羊毛ニ付同一海外市場ニ於テ邦人間ニ不當ナル貢占又ハ購入競争ヲ爲シ當該羊毛ノ價格ヲシテ著シク騰貴セシムルカ如キ場合ニ於テハ斯ル弊害ヲ矯正シ又ハ豫防スル爲之力輸入上ノ制限ヲ付シ又ハ其ノ輸入ヲ禁止シ得ルモノトス

第一條第四號ノ規定ニ依リテハ

例へハ所謂分散買付ヲ爲サントスル場合即チ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲產業上又ハ貿易上其ノ他ノ見地ヨリ羊毛ノ如キ本邦產業上ノ重要物資ヲ單ニ一地方ヨリノミナラス數地方ヨリ之カ輸入ヲ爲サシムル爲特定國產羊毛ノ輸入ヲ制限スルカ如ク他方之ニ對應シテ此種物資ノ國內保有量ヲ確保スル爲之カ輸出ヲ制限シ又ハ禁止シ得ルモノナリトス

更ニ本法案ハ強制的輸出入統制ニ關シ規定スル所ニシテ（第四條）現行ノ輸出組合法又ハ本法案ト同時ニ提出セラントスル貿易組合法案ニ於テハ其ノ輸出統制又ハ輸出入統制ニ關シテハ當該組合ノ自治的統制ニ俟ツヲ根本原則トシ唯此等組合ニ依ル自治的統制ヲ爲シツツアル際更ニ之ヲ強化セントスル必要アル場合ニ於テ之カ強制的輸出又ハ輸

出入ノ統制ヲ命シ得ルモノナリトス即チ右ノ強制的統制方法ハ其ノ前
提トシテ組合ニ於テ自治的統制ヲ爲シ居レルヲ要スルモノニシテ斯ル
場合ニ於テノミ之ヲ強制シ得ルモノナルモ若シ嘗該組合ニ於テ自治的
統制ヲ行ハサルニ至リタルトキハ前項ノ法律又ハ憲法ニ依リテハ強制
的統制ヲ命シ得サルモノナルモ政府ニ於テ斯ル場合ニ於テモ猶強制的
統制ヲ爲サシムルノ要アルヘキヲ以テ之カ需要ニ應セシメン爲本法案
ニ於テハ其ノ實行上必要ナル法條ヲ規定シタルモノトス

最後ニ本法案ト現行ノ所謂通商擁護法トノ關係ヲ觀ルニ本法案ハ我國
出貿易ノ進展ヲ圖ル爲ニ積極的ニ發動スヘキモノナルヲ以テ本法案ニ
依ル輸出入ノ制限又ハ禁止ニ關スル命令ハ隨時續發セラルヘキモノナ
ルモ通商擁護法ハ所謂經濟戰爭ヲ爲スヘキ武器トモ稱セラルヘキモノ

ナルヲ以テ我方ヨリ好ンテ發動スヘキモノニ非スシテ諸外國ノ措置ニ
對應シテ我通商ヲ擁護シ貿易ヲ調節スル爲已ムヲ得スシテ發動スヘキ
モノトス故ニ通商保護法ニ依ル發動ハ消極的ニシテ之ニ依ル輸出入ノ
制限又ハ禁止ヲ爲スヘキ場合ハ現下ノ國際經濟情勢ノ下ニ於テモ極メ
テ滿ナリト認メラルモノトス

尙又貿易組合法案トノ關係ヲ観ルニ同法案ニ於テハ輸出又ハ輸入ニ
シ自治的統制ヲ爲シ居レル場合ニ於テ當該組合員又ハ同組合員ト同種
ノ業ヲ營ミ該組合ノ地區内ニ住所又ハ營業所ヲ有スル非組合員ニ對シ
テノミ當該組合ノ行フ統制及取締ニ服スヘキコトヲ命シ得ルニ遇キサ
ルモ本法案ニ依リテハ輸出入者ノ資格ニハ何等ノ制限ナク特定物品ニ
付一定ノ期間其ノ輸出入ノ制限ヲ一般的ニ爲シ得ルト共ニ更ニ之力禁

止ラモ爲シ得ルモノトス

(二) 本法案發動ニ伴フ税課ニ於ケル增加事務

輸出入ノ制限ノ場合

本法案ニ依リ物品ノ輸出又ハ輸入ヲ制限セラルヘキ場合ハ前項説明ノ如ク隨時讀義セラルヘキモノナリト認メラル所ナルカ之カ實施ニ伴フ税課ニ於ケル取締事務ノ概要左ノ如シ

(i) 輸出又ハ輸入申告ノ際ノ審査事務

- (1) 輸出又ハ輸入申告ノ際許可書ヲ提出スヘキニ付之ト當該輸出又ハ輸入申告書ト對照審査スルモノトス
- (2) 輸入品ニ付テハ當該物品カ特定國ノ生産品又ハ製造品ナルヤニ付

原產地證明書ヲ提出セシメ之カ正否等ニ關スル審査ヲ爲スモノト

ス

- (3) 輸出價格ヲ制限セルモノノ輸出ニ際シテハ彌係「インボイス」ヲ
徵スル等ノ方法ニ依リ之カ取締ヲ爲スモノトス
- (4) 諸メ主務省ヨリ送付アリタル許可書ノ寫ト輸出又ハ輸入ノ申告ノ
際提出スヘキ許可書正本トフ對査スルモノトス
- (5) 許可ヲ受ケタル輸出品又ハ輸入品ニ付分割シテ輸出又ハ輸入スル
モノニ付キテハ適宜許可書又ハ同寫ノ裏面ニ之ヲ記入ノ上整理ス
ルモノトス
- (6) 輸出又ハ輸入済ノ許可書及同寫ハ之ヲ稅關ニ於テ整理保存スルモ
ノトス

(二) 監視事務

- (1) 要許可輸出品又ハ要許可輸入品ニ付キテハ大體其ノ一割程度ノモノニ付嚴重ニ検査シ當該許可書記載ノモノニ合致スルヤ否ヲ確認スルモノトス
- (2) 右ニ關聯シテ検査スヘキ貨物ヲ指定スルノ要アルモノトス
- (イ) 事後處理事務等
- (1) 要許可輸出入物品ニシテ之カ輸出又ハ輸入ノ免許ヲ爲シタルトキハ其ノ旨本省及主務省ニ報告スルモノトス
- (2) 前項物品ニシテ疑ハシキモノ又ハ提出書類ノ不備アルモノ等ノ輸出入免許方ニ付キテハ必要ノ都度主務省ニ報告シ其ノ指令ヲ受クルヲ要スルモノトス

- (1) 要許可輸出入品ノ税關等内搬入後本船積込迄ノ間又ハ船卸後輸入
通關済迄ノ間常ニ之カ密輸取締上ノ監視ヲ爲スモノトス
- (2) 輸出入禁止品ニ付キテハ之カ違反シテ輸出入スルモノナキヤ否ニ
付常ニ取締ヲ爲スモノトス
- (3) 犯則嫌疑事件ニ付キテハ主務省ノ指揮命令ニ依リ告發其ノ他適宜
ノ方法ヲ講スヘキモノトス

(4) 統轄事務

本法案ニ基ク輸出入品ノ制限又ハ禁止ニ關スル命令施行上種々ノ問
題派生スヘキヨ以テ之カ處理方竝ニ當時之カ取締方ニ關シ統制ヲ加
フル等其ノ統轄的事務ヲ掌ルノ要アルモノトス

二 貿易組合法

(一) 法案ノ内容

今次第七十一回帝國議會ニ提出セントスル貿易組合法ハ現行輸出組合法ニ依リ規定セラルル輸出組合、同聯合會及輸出統制等ニ關スル諸事項ヲ總チ包含シ之ヲ整備強化スルト共ニ更ニ輸入組合、同聯合會、輸出入組合聯合會及輸入統制ニ關スル諸事項ヲモ包含セシメ我輸出貿易伸展上輸出入ノ全般ニ亘リ之カ調整強化ヲ圖ラントスルモノナリトス。今本法案ニ依リ新ニ規定セラントスル主要點ハ輸入組合及輸入統制ニ關スル法條ナルヲ以テ之ヲ概説セントス。

(イ) 輸入組合

輸入組合ハ同一種類ノ重要輸入品ノ輸入ヲ業トスル者又ハ同一市場

ヨリノ商品ノ輸入ヲ業トスル者ヲ以テ設立シ得ルコトヲ原則トスルモノナルカ特別ノ事情アルトキハ取扱商品ヲ異ニスル重要輸入品ノ輸入ヲ業トスル者ヲ以テモ之ヲ設立シ得ルモノトス（第五七條）

(2) 輸入組合ノ事業

輸入組合ハ左ノ事業ヲ行フコトヲ得ルモノトス

(1) 組合員ノ取扱商品ノ委託輸入、輸入ノ斡旋其ノ他組合員ノ營業ニ關スル共同施設

(2) 組合員ノ營業ニ關スル統制

(3) 海外市場ノ調査其ノ他組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル施設

(4) 其ノ他組合員ノ取扱商品ノ輸入及組合ニ對スル金融上ノ利便ヲ圖ルコトヲ得ルモノトス（第五八條）

抑々輸入組合ヲ法制化スルノ必要アルハ現下諸外國ニ於ケル所謂求
債政策ニ對應シテ邦品輸入國ニ於ケル生産品ノ購入ニ努メ之カ代
償トシテ我輸出品ノ伸張ヲ圖ラサル可ラサルモノトス然ルニ邦品
輸出ノ躍進ヲ爲シツツアル新市場タル中南米諸國、近東及阿弗利
加諸國ハ概未求債政策ヲ採リツツアルヲ以テ此等諸國ニ於ケル生
産品ヲ購入セントスルモ本邦側ノ必要トセサル物資ナルカ或ハ又
本邦側ノ必要トスル物資ナルモ價格割高ナル爲譽裝上之カ倣入ヲ
爲サントスル者妙ク爲ニ邦品輸出進展上支障ヲ來スヘキヲ以テ關
係ノ輸出業者カ當該輸出組合ニ納付シタル統制手數料ヲ右率割高
物資ヲ輸入セントスル者ニ補償シ之カ輸入ヲ獎勵セントス、而シ
テ斯ル場合ニ於テハ關係輸入業者ニ對スル輸入量ノ割當及補償金

ノ配賦方法等輸入統制上輸入組合ノ設立ヲ必然トスベシ、殊ニ所謂分散買付實施ニ伴フ之力輸入量割當額決定及之力取締方等ヲ爲サンントスルトキハ勢ヒ輸入組合ノ設立ヲ要スベキハ言ヲ俟タザル所ナリトス、右ニ依リ今次輸入組合ニ關スル法條ヲ本法案ニ規定シタル所以ナリト認メラル

(ハ)輸入統制

本法案第六十二條ノ規定ニ依レハ同法案第二章輸出組合ニ關スル規定ハ輸入組合ニ之ヲ準用スルコトトセルヲ以テ輸出統制ニ關スル諸規定ハ輸入統制ニ關シ準用セラルヘキモノナリトス
而シテ本法案ハ先ツ輸入組合ヲシテ自治的統制ヲ爲サシムルヲ原則トスル所ナルカ

一 営業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ貿易ノ振興上特ニ必要アリト認ムルトキハ主務大臣輸入組合ノ組合員非ズシア其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ノ取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸入ヲ爲スモノ若ハ其ノ組合ノ組合員ト同一市場ヲ目的トシテ商品ヲ販賣ノ目的ヲ以テ輸入ヲ爲スモノニ對シ其ノ組合ノ定ムル統制ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得ル」ルモノトス（第十八修準用）

又右ニ依リ

強制的輸入統制ヲ命セラレタル場合ニ於テ其ノ新都ニ從ヒ輸入スヘキ商品ノ輸入ヲ爲サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ商品カ其ノ統制ニ從ヒテ輸入セラルコトニ付行政官廳ノ検閲ヲ受クベキモノトス（第十九條準用）

即チ特定物品ノ輸入又ハ特定地域ヨリ輸入スル物品ニ付キテハ強制的輸出統制ニ於ケルト同様主務大臣ノ命令ニ依リ強制的輸入統制ニ從ヒ輸入スヘク又之カ輸入ニ當リテハ當該物品カ統制命令ニ從ヒ輸入セラルモノナリヤ否ニ付税關ノ検閲ヲ受クルヲ專スルモノナリトス

尙又強制的輸入統制ヲ命シタル物品ノ輸入ニ關シ取締上必要アリト認ムルトキハ當該税關官吏ヲシテ主トシテ保稅地域ニ於テ物品、帳簿其ノ他ノ物件ノ検査ヲ爲サシムルコトヲ得ルト共ニ當該税關官吏ハ右違反嫌疑事件ニ關シテハ尋問、搜索及差押ヲ爲シ得ルモノナリトス

(二) 本法施行ニ伴フ税關ニ於ケル增加事務

(1) **輸入検閲申請書受理審査事務**

(1) 強制的輸入統制品ノ輸入ヲ爲サントスルトキハ、税關ニ對シ輸入
檢閲申請書ノ提出アルヘキニ付之ヲ受理シ、書面上統制命令ニ從
ヒ輸入セントスルモノナルヤ否ニ付審査スルモノトス

(2) 輸入検閲申請書ト輸入申告書トヲ對照審査スルモノトス

(2) **検査貨物指定事務**

輸入検閲申請書ヲ受理シタルトキハ、當該申請書記載貨物中、検査ス
ヘキ貨物ヲ指定シテ、検査官吏ニ通達スルモノトス

(3) **検査事務**

要輸入検閲貨物中大體一割程度ノ指定シタルモノニ付、統制命令ニ
違反セザルヤ否ヲ嚴重検査スルモノトス

(二) 輸入検閲手数料ノ徴収事務

(六) 監視事務

- (1) 要輸入検閲貨物ノ本船船卸後耳ノ輸入通關ニ至ル迄ノ間當該貨物ノ統制命令違反防遏ノ爲常時之力監視取締ヲ爲スモノトス
- (2) 統制命令違反嫌疑事件ニ關聯シテ臨檢、尋問、搜索及差押ヲ爲スモノトス

(八) 事後處理事務等

要輸入検閲貨物ノ輸入通關後之カ輸入報告書ヲ本省ニ送付シ輸入檢關申請書ハ所要事項記入ノ上稅關ニ於テ整理保存スルモノトス

(九) 統轄事務

強制的輸入統制品取締ノ圓滑ナル執行ヲ期セントセハ勢ヒ幾多重要

ナル對外的交渉事務アルト共ニ之カ取締上ノ統制ヲ期スル爲ノ事務

アルモノトス

(三) 關稅率改正等ノ施行ニ伴フ人員ノ增加

液體燃料ノ自給促進及自動車製造事業ノ確立ニ資スル等ノ爲礦油、自動車等ノ關稅率及關稅定率法中ノ免稅規定ニ關スル同法ノ改正實施ニ伴ヒ

定員ノ増加ヲ要ス

其ノ内諱左ノ如シ

鑑査官補	區分	人員増員加員	關稅是中法中改正法律等ノ實施ニ伴ヒ税關官制中人員增加ルル分擔事務調査
一二人	分擔事務		
(二) (五)	左記品目ニ付キテノ検査及鑑定ニ關スル事務ヲ分担ス		
(一)	「機油」ヘ「一三」		
(二)	「新航油」トス		
(三)	「原油又ハ油母頁岩ヨリ製造シタルモノ」ヲ特掲ス		
(四)	「重油」又「重油ニ付キテハ從來「割温蒸溜法」ニ依リタルヲ「比重測定法」ニ依リ之カ検査及鑑定ヲ爲スモノトス		
(五)	「酒精含有ノモノ」ニ何キテモ「礦油」中ニ包含セシムルモノトス		
(六)	「炭ガス」(ニラバノニ)ヲ特掲ス		
(七)	「アリングホール」(四セナニ)ノ「稅番」ヲ削リ「該械部品」(六・五、一、二)		
(八)	「新聞用紙」ヲ無税トス(三六ニニ乙イ)		
(九)	「新第十一類中「製紙用パルプ」ヲ織種素バシル」ト改正ス		
(十)	「アリングホール」(四セナニ)ノ「稅番」ヲ削リ「該械部品」(六・五、一、二)		
(十一)	「自動車」(五大三)ノ「稅率」ヲ「增加ス」(五割ヲ七割トス)		
(十二)	「自動車」(五大四)ヲ「細」分類シ「夫々適當ナル」税率ヲ「賦入」		
(十三)	「自動車用「收燃機関」」ノ「稅率」ヲ「增加ス」(五セセ)		
(十四)	「機械部品」(別表ニ掲ケサルモノ)(大・上)中「針布」(八項)、「軸受」及「同部品」(一四項)及「其ノ他」(一五項)ニ付之カ「分類」及「稅率」等ヲ「適當改正ス		
(十五)	「ガッサウアルート」(大・上)ノ「稅率」ヲ「增加ス」		
(十六)	「畜産」(六・六・二)ヲ「特掲」シ「其ノ「稅率」ヲ「引下ク」モノトス		

許

二八

- (一) 前報所掲關稅率改正品ノ通關及取締ニ關スル事務ヲ分擔ス
- (二) 酒精、製造ニ供スル原料品(糖蜜、ガリガヤー上、干甘蔗、王蜀黍、高粱等)ニシテ政府ノ輸入ニ係ルモノレ、免稅關係事務
- (三) 令令ミノ定ムル所ニ依リ政府ノ認許ヲ受ケ輸入スル航空機又ハ航空機用ノ發動機若ハプロペラノ免稅關係事務
- (四) 航空機用係不ノ免稅關係事務

官名別

人員

事務官補
鑑查官補

計

一六人

二八

備考

- 一、右ニ要スル經費ハ昭和十二年度豫算ニ於テ其ノ全年分ヲ計上セリ
- 二、右所要人員配置内譯別紙ノ通

函 長 門 大 神 橫		稅 關 別		所要人員配置內譯				
計		事	務					
館 崎 司 阪 戶 濱		官	補					
一	六	二	一	二	五	三	三	三
一	三	一	二	二	三	二	二	二
二	八	三	三	四	八	五	五	五

鑑査官補	事務官補	判任俸給	俸料
人	員	年	額
一一	一六	二八	昭和十二年度關稅定率法改正ニ伴ヒ要スル經費 中俸給豫算額調
		二四九二〇	二四九二〇
一〇六八〇	一四二四〇	二四九二〇	二四九二〇
		平均一人俸給	
		八九〇	八九〇
		圓	圓

考

二改正見込官制走員表

(昭和二二、一〇現在)

二、改正見込官制定員表										(昭和二二八年一月現在)	
官名別現行官員										新規増定員	合計
定員										外國為替貿易組合	關稅率改正
官名	別	現行官員	新規增定員	合計	官名	現行官員	新規增定員	合計	官名	現行官員	新規增定員
監査官	監査官	監査官	監査官	監査官	(奏任官)	(奏任官)	(奏任官)	(奏任官)	(奏任官)	(奏任官)	(奏任官)
吏補	視補	事務官	事務官	事務官	(判任官)	(判任官)	(判任官)	(判任官)	(判任官)	(判任官)	(判任官)
大八二 (二四)	二四三 (二九)	一四五 (二大九)	三二八 (五三九)	一七九 (二二九)	七	一七七 (二二七)	一四五 (二二四)	一三三 (二二三)	一三三 (二二三)	一三三 (二二三)	一三三 (二二三)
二〇	二三	一一	三六	九〇	二	一	一	一	二人	行管分理法施行分等施行分	新規増定員
一七	八	八	一二	五五	一	四	三	七	一	貿易組合等施行分	新規増定員
一一	一	一	一大	二八	一	一	一	一	一	關稅率改正等施行分	新規増定員
三七	四三	一九	七四	一七三	二	四	三	九	一	計	新規増定員
七一九	二八六	一大四	田田三	一大二	一	一	一	四四人	一〇	十二年度員	合計

備考現行官制是員左側人員ハ未施行介ニシテ外書トス

三、增加定員一覽表		事項別	官事務	奏仕
			官鑑查	官關稅
三	三	人		
二		=人		
四	四	人		
九	一	七	二人	小計
七	四	一	六	官事務
一	六	二	二	官補務
九		八		監視
四	三	一	二	官鑑
三	二	八	二	補登
三	七	一	七	監吏
一	三	二	五	小計
八	二	八	九	人
一	八	二	大	九
八	二	八	二	人
				合計

		事務官		官名別		三、税關官吏定員及現員比較調	
		事務官		官制定員		(昭和二十六・一現在)	
監査官	事務官	監査官	事務官	官吏定員	現員	人數	差引缺員
大八二	一四七	三六九	一四五	二一七	二一七	○○人	合
大五〇	一四七	三五三	一三八	二一七	二一七	人	員
四五	四四	四九	四八	四三	四一	步	缺員

昭和十二年度税額俸給豫算明細

該査官

1142

一大二

第一

大一	長三	三	大二
大二	大一	一	大三

昭和十二年度審算事項別税關官制人員增加額 一昭和二二九一

一九	一六六	一	一六八	二	一四〇	二	一	三
四	二八七	四	二九二	一	一九三	一	一	一
四		四	二十一	四	二十一	四	二	大

人 活 估

卷之三

一一一

11

三
11
大

卷之三

卷之二

• 1

卷之三

傳屋
人馬
料給
監更
料給
勤務
賞金
在官
寫書
其一
特判
人馬
其二
普通
廻廳
今他
費費

八日	田口	二六人	八三	一人	一式	九三人	九三人
四二〇	二		二二〇	二二〇	一五〇	八〇	九〇
三一六	五二	九二二	一六六	一六六	一九六	一三九五	一三五
三一六	八〇	九二二	一六六	一六六	一九六	一八九一	一八五
四二〇	二	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇
四二〇	六	二二〇	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
八四〇	九	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
八四〇	六	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
二一〇	九	三四	三四	三四	三四	三四	三四
八四〇	四	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三
二一〇	八	二四	二四	二四	二四	二四	二四
八四〇	四	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三	一八三

除除費

六

六

三

五

一

昭和十二年九月九日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

陸軍大臣

文部大臣

遞信大臣

内務大臣

海軍大臣

農林大臣

鐵道大臣

大藏大臣

司法大臣

商工大臣

拓務大臣

別紙大藏大臣請議造幣局官制中改正

ノ件

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通